【高速道路点検診断資格の有効期限等について(補足)】

資格の有効期間(初回)

資格の有効期間(更新・再登録)

資格の停止期間

*: 資格登録手続き

①:更新無ければ資格消滅

【新規受講者】 令和元年度資格試験に合格した場合

【改定】 Case-1 R 01合格: R01登録手続き

> R01合格:R02登録手続き(合格後1年目) Case-2 Case-3 R01合格:R03登録手続き(合格後2年目) Case-4 R01合格:R04登録手続き(合格後3年目) R01合格:合格後3年間登録手続き無し Case-5

R10 R11 R01 R02 R03 R04 R05 R06 R07 R08 R09 合格* $\Rightarrow (1)$ $\Rightarrow (1)$ 合格 $\Rightarrow (1)$ 合格 合格 $\Rightarrow (1)$ 合格 ⇒資格登録の権利消滅

⇒試験合格翌年度から3年間までを登録可能期間とし、且つ、有効期限は試験合格年度の翌年度から5年間

【更新】 有効期限が2021年3月31日の場合

Case-5

【改定】 Case-1 期限内に講習受講:R01orR02登録手続き

> Case-2 期限内に講習受講:R02登録手続き

Case-3 資格停止後1年目講習受講:R03登録手続き

資格停止後2年目講習受講:R04登録手続き Case-4

資格停止後3年目講習受講:R05登録手続き

資格停止後3年間講習を受講せず Case-6

R01 R02 R03 R04 R05 R06 R07 R08 R09 R10 R 11 講習* $\Rightarrow \widehat{1}$ 講習* $\Rightarrow (1)$ 講習* $\Rightarrow (1)$ 講習* $\Rightarrow (1)$ 講習* $\Rightarrow (1)$ ⇒資格消滅

【コースA・コースB・コースCで切替講習受講後未登録、切替講習未受講の方】

⇒修了証の有効期限内(令和2年度内)に更新講習の受講と登録手続きが必須です。

令和2年度内に更新講習の受講と登録手続きをしない場合には、資格(修了証)が消滅します。

[⇒]資格の有効期限から3年間までは、更新講習及び登録手続きをすれば再登録可能とし、資格停止から3年経過すると資格消滅